

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 132 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節都市緑化基金積立金、5 目、6 目、9 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
	6 項 監査委員費	
12 款 公債費	全部	
7 款 商工費	1 項 商工費	9 目
10 款 教育費	全部	
第 2 条 債務負担行為の補正		課税入力業務委託料、児童科学館等指定管理料

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

議案第 156 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正

議案第 139 号 令和 3 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第 153 号 指定管理者の指定について

(児童科学館及び視聴覚ライブラリー)

議案第 155 号 八戸市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

議案第 146 号 八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 2 八戸市立学校給食センター調理等業務委託業者について

指定管理者の指定について
(児童科学館及び視聴覚ライブラリー)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

1 対象施設

八戸市児童科学館・八戸市視聴覚ライブラリー

2 指定管理者

団体名：三八五ふれあいネット

代表者：八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社 代表取締役 小笠原 修

構成員：八戸市江陽二丁目18番37号

三八五バス株式会社 代表取締役 安達 清幸

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

185,192千円（市が提示した上限額 185,655千円）

（現在の指定管理料（5年間分）179,452千円）

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・令和3年7月19日（月） | 募集要項の公表 |
| ・平成3年8月11日（水） | 公募説明会・現地見学会 |
| ・平成3年8月26日（木）～9月10日（金） | 申請受付 |
| ・平成3年9月30日（木） | 指定管理者選定委員会の開催 |
- ※ 書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体 内訳：三八五ふれあいネット(グループ申請)

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員4名を含む7名で構成）において、選定基準に基づいて審査（採点）を実施した結果、「三八五ふれあいネット」が、選定の要件である審査合計点数の7割以上を獲得し、かつ総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙のとおり。）

八戸市児童科学館・八戸市視聴覚ライブラリー施設指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 (三八五ふれあいネット)	指定管理者候補者の提案に対する評価内容			
① 市民の平等な利用が確保されるものであること (10点)	70点	57点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。特に、「プログラミング的思考の育成を目指す」という基本的な考え方が提案され、新たなサービスが期待できる。			
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること (35点)	245点	198点	・プラネタリウム上映回数の増加、プラネタリウム年間パスポートの発行など、利用者の利便性を優先した提案がなされている。 ・多くの関連機関との連携を図り、利用者の興味や関心をひく多様な提案が自主事業に多く盛り込まれ、利用拡大が期待できる。また、主催事業の運営方法の新たな手法(オンラインコンテンツの充実)も提案されている。			
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること (20点)	140点	101点	・人件費の削減等、管理経費の縮減を図る提案がなされている。			
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		185,192				
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること (30点)	210点	160点	・特別支援教育に関する研修に職員を定期的に参加させるなど、利用者に信頼される人材の育成に努めようとしている。			
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること (一律加点) (5点)	35点	28点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該指定管理者施設における障害者雇用計画がある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。			
合計点 700点(委員7人×100点)	700点	544点				

八戸市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第 3 条第 2 項の規定によりその例によることとされる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、南郷地域の持続的発展を図ることを目的とした八戸市過疎地域持続的発展計画を定めるためのものである。

2 計画の概要

(1) 計 画 名 八戸市過疎地域持続的発展計画

(2) 対 象 地 域 南郷地域

(3) 計 画 期 間 令和 3 年度から令和 8 年度まで (6 年間)

※南郷地域は過疎地域の要件を満たさなくなったことから「卒業団体」となったが、経過措置として 6 年間は法が適用される。

(4) 計画の構成 青森県過疎地域持続的発展方針を基本としている。

第 1 章 基本的な事項

第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第 3 章 産業の振興

第 4 章 地域における情報化

第 5 章 交通施設の整備、交通手段の確保

第 6 章 生活環境の整備

第 7 章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第 8 章 医療の確保

第 9 章 教育の振興

第 10 章 集落の整備

第 11 章 地域文化の振興等

(5) 従来の計画からの主な変更点

① 新たに追加となった記載項目

(ア) 地域の持続的発展のための基本目標

実効性のある計画となるよう人口に関する目標の設定が求められており、「地域内の計画期間中の人口減少率を直近 5 か年の年平均減少率 2.5% の範囲内に抑え、計画終了年の令和 8 年度の人口は 4,141 人を旨とする」旨を明記した。

(イ) 計画の達成状況の評価に関する事項

P D C A サイクルに基づく効果検証ができるような評価方法の記載が求められており、「本計画に登載した事業について、毎年度進捗管理を行い、ホームページ等により公表し意見を求め、進捗管理による自己評価及び市民からいただいた意見を踏まえながら各事業の推進を図る」旨を明記した。

(ウ) 産業振興促進事項

減価償却の特例、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を適用させるにあたり「産業振興促進事項」の記載が必要なことから、南郷全域を産業振興促進区域と定めたほか、振興すべき業種として製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業を明記した。

② 過疎対策事業債の対象外となった事業

イベントやプレミアム商品券による消費喚起策など、効果が一過性である事業が過疎対策事業債の対象外となったことから、計画から除外した。

3 登載事業内容

事業区分	事業数 ()内は新規	概算事業費 単位：千円
ハード	70 (17)	7,587,206
ソフト	14 (1)	525,002
計	84 (18)	8,112,208

○ 新規(18 事業)

- ・ウトウ沢地内排水路改修事業ほか 5 排水路改修事業(ハード)
- ・朝もやの館直売所改修事業(ハード)
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業(ソフト)

- ・馬場瀬・山陣屋線(舗装) (ハード)
- ・市道橋りょう長寿命化事業(ハード)
- ・凍結防止剤散布車購入事業(ハード)
- ・消防指揮車購入事業(ハード)
- ・南郷診療所改修事業(ハード)
- ・小中学校空調設備整備事業(ハード)
- ・南郷公民館改修事業(ハード)
- ・島守コミュニティセンター改修事業(ハード)
- ・南郷図書館法面及び駐車場補強改修事業(ハード)
- ・南郷図書館改修事業(ハード)

○ 継続(66 事業)

- ・青葉湖展望交流施設改修事業(ハード)
- ・笹子・田ノ沢線道路改良事業(ハード)
- ・消防ポンプ自動車購入事業(ハード)
- ・老人福祉施設改修事業(ハード)
- ・南郷診療所過疎地域医療対策事業(ソフト)
- ・南郷地区児童生徒通学支援事業(ソフト)
- ・南郷文化ホール改修事業(ハード) 等

○ 除外(32 事業)

※終了した事業及び過疎対策事業債の対象とならなかった事業

- ・畜産品評会開催事業 [イベント]
- ・南郷ジャズフェスティバル開催事業 [イベント]
- ・南郷トレッキングイベント事業 [事業終了]
- ・旦平・ウトウ坂線(擁壁改修)事業 [事業終了]
- ・南郷名画座事業 [事業終了] 等

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

1 提案理由

過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、同計画に定められた振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者について、当該設備の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税を免除するためのものである。

2 内容

- (1) 対象地域 南郷地域（産業振興促進区域）
- (2) 特別措置 要件に該当する固定資産税(土地・家屋・償却資産)を3年間免除
- (3) 対象業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の4業種
- (4) 特別措置の要件

① 取得価格

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (※新增設に限る)	2,000万円以上 (※新增設に限る)
情報サービス業等 農林水産物等販売業	500万円以上	500万円以上 (※新增設に限る)	

② 取得期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

- 3 施行日 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

1. 工事の名称

市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事

2. 契約者

西浦・三久特定建設工事共同企業体

3. 工事の概要

城北小学校の場所が自衛隊基地の近隣であるため、防衛省の補助を受けて、防音仕様で整備した市立城北小学校の校舎について、経年劣化により暖房・換気設備の不具合が見られるため、これを改修するとともに、従前の機械室から全館に温風を送り出す集中暖房方式であったものを、各教室にヒーターを設置する個別暖房方式に切り替えて、より効率的なエネルギー運用を図るもの。

4. 契約の変更内容

契約金額を次のとおり変更する。

変更前	171,600,000円
変更後	172,018,000円
増額	418,000円

5. 主な変更理由

暖房設備等の設置場所を、当初予定していた場所から学校側の諸事情で一部変更したことにより、追加配線や設置に係る障害物の移設が必要となったことによるもの。

6. 専決処分年月日

令和3年12月10日

八戸市立学校給食センター調理等業務委託業者について

1 委託契約事業者

株式会社ジーエスエフ

(東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 代表取締役 岩東 光男)

2 委託業務実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日 (5年間)

3 業務委託料 (予算額)

3,000,000,000円 (5年間総額)

4 これまでの経過

令和3年8月2日	プロポーザル参加事業者募集 (八戸市HP)
8月10日	現場見学会の開催 (2社が参加)
9月6日～9月13日	参加表明書の提出 (2社が提出)
9月27日～10月5日	提案書の提出 (1社が提出、1社が辞退)
11月8日	採点員説明会の開催 (募集要項等、選定基準、採点方法の説明)
11月12日	事業者選考に係るプレゼンテーション会の開催 選考結果：得点192.1点/250点
11月26日	優先交渉権者決定 (決裁)
令和4年3月中旬	委託契約締結 (予定)

5 その他

株式会社ジーエスエフは、現受託者である株式会社グリーンハウスが学校給食に特化して分社化した学校給食事業の専門会社であるため、令和4年4月以降の調理員、配膳員等の雇用に実質的な影響はない。